

山北町放課後児童クラブ運営業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 業務の目的

山北町（以下、「町」という。）における放課後児童健全育成事業の実施にあたり、充実したサービスの提供及び安定的な人材の確保を主な目的として、専門知識と経験を有する民間事業者には放課後児童クラブの運営を委託するために、事業者の募集及び選定を行うものである。

2 業務概要

（１）業務名

山北町放課後児童クラブ運営業務委託（長期継続契約）

（２）業務内容

詳細は、山北町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書のとおり。

（３）対象事業所の概要

名 称	やまきた児童クラブ
所 在 地	足柄上郡山北町山北 1002 番地（山北町立川村小学校内の余裕教室）
規 模	保育室 3 教室 その他(事務室等) 2 部屋
備 品	運営に必要な備品（消耗品は除く。）の調達は山北町が行う。
開所時間	長期休業期間・土曜日以外 放課後から午後 7 時 30 分まで 長期休業期間・土曜日 午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分まで
開所日数	291 日（前年度実績）
児 童 数	定員 110 名 登録児童数 128 名（令和 8 年 7 月 1 日現在）

3 契約期間

契約日から令和 11 年 9 月 30 日まで

※ 契約日から令和 8 年 9 月 30 日までの間は業務実施のための準備期間とし、同年 10 月 1 日から本業務を実施するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たし、参加表明書（様式第 1 号）を項番 8（１）に定める期日までに提出した者とする。

- （１）山北町契約規則（昭和 41 年山北町規則第 2 号）第 4 条の名簿に登録されている者であること。
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- （３）山北町暴力団排除条例（平成 23 年山北町条例第 1 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当していないこと。
- （４）地方税及び国税の滞納がないこと。
- （５）地方公共団体が発注する同種業務を、過去 10 年間に受注し、かつ履行した（履

行中である場合も含む。)実績を有し、さらに、同種業務の経験を有する者が担当者として参画すること。

5 業務委託費

総額 78,735,000 円以内とし、各年度の上限額は、次のとおりとする。なお、当該金額は本業務を履行するうえでの概算経費を示すものであり、実際の契約金額は優先交渉権者と協議のうえ決定する。

- (1) 令和 8 年度 (令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで) 11,835,000 円
- (2) 令和 9 年度 (令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで) 25,340,000 円
- (3) 令和 10 年度 (令和 10 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで) 26,790,000 円
- (4) 令和 11 年度 (令和 11 年 4 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで) 14,770,000 円

※1 本業務は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項に基づく第 2 種社会福祉事業であり、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に該当するため、非課税とする。

※2 項番 3 に示す準備期間中に生ずる費用は上記委託費には含まず、受注者負担とする。

6 選定方法

最優秀提案者の選定は、次の各号により選定委員会が総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約締結の優先交渉権者とする。

なお、参加表明書（様式第 1 号）の提出があったにもかかわらず、評価に必要な書類の提出が期日までになかった者は、評価対象から除外する。

- (1) 客観的評価 事務局が同種業務の実績を参考に行う。
- (2) 企画提案書評価 選定委員が企画提案書を参考に行う。
- (3) 価格評価 事務局が見積書を参考に行う。
- (4) 各評価の得点配分は次表のとおりとする。（配点基準は別表のとおり。）

評価項目	配点	配分	備考
客観的評価	50 点	10%	
企画提案書評価	400 点	80%	80 点×5 人
価格評価	50 点	10%	
総合計	500 点	100%	

- (5) 評価点が同点となった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員の合議により優先交渉権者を決定するものとする。

7 選定委員会委員

選定委員は、次の者により構成する。

- (1) 山北町教育委員会教育長
- (2) 山北町教育委員会こども教育課長
- (3) 山北町立川村小学校長
- (4) 山北町立川村小学校教頭

(5) 山北町放課後子ども教室コーディネーター

8 日程及び期日

(1) 必要書類の受付、審査等は次の日程により実施する。

- ・参加表明書の提出 令和8年8月7日(金)から8月14日(金)まで
- ・質問の受付 令和8年8月10日(月)から8月13日(木)まで
- ・質問の回答 随時(最終日は令和8年8月14日(金)とする。)
- ・現地見学 参加者から希望があった場合、調整のうえ決定する。
- ・企画提案書等の提出 令和8年8月24日(月)から8月26日(水)まで
- ・選定委員会 令和8年9月初旬(予定)
- ・選定結果の公表 令和8年9月初旬(予定)
- ・契約の締結 令和8年9月初旬(予定)
- ・運営準備 契約日から令和8年9月30日(水)まで
- ・運営開始 令和8年10月1日(木)

(2) 質問

本件プロポーザルに係る質問については、次により受付を行う。なお、受付した質問とそれに対する回答はすべての参加者に電子メールにより同報する。

ア 受付方法 電子メールにより行うこと。

イ 件 名 「【プロポ質問・参加者名】放課後児童クラブ」とすること。

ウ 送 付 先 kyoiku@town.yamakita.kanagawa.jp

9 提出書類

評価に必要な書類は、山北町の令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格名簿に登録されていることを前提として、次の各号に掲げるものとする。

(1) 参加表明書(様式第1号) 1部

(2) 提案者概要書(様式第2号) 1部

※ 企業パンフレット等があれば別添として差支えない。

(3) 企画提案書(任意様式) 6部(可能な限りA4サイズとする。)

※ 同種業務実績が確認できるものとする。(別添として差支えない。)

(4) 見積書(様式第3号) 2部

※ 代表者印の押印があるものとする。

※ 内訳により見積り内容が分かるように記載すること。

※ 項番5に示す上限額を超えたものは、価格評価点をゼロとする。

10 選定結果の通知

選定結果については、電子メールによりすべての参加者に通知する。

11 共通事項

(1) 提案書等、すべての提出書類は返却しない。

(2) 提出期日を過ぎてからの書類の差替え及び再提出は認めない。

- (3) 本件プロポーザルの実施は、必ずしも優先交渉権者との契約締結を担保するものではない。
- (4) 参加表明書その他の書類の提出により参加の要件を備える者が1者であっても、本件プロポーザルの実施は成立し、選定委員会を行ったうえで選定の可否を決定する。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングが必要となった場合は、対象者にその旨通知する。なお、実施する場合の順番は参加表明書の提出順とし、プレゼンテーションを概ね20分以内、ヒアリングを30分以内とする。
- (6) 提出された書類は、山北町情報公開条例（平成13年山北町条例第19号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。
- (7) 町は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料は無償とする。
- (8) 参加者は、本件プロポーザルの実施にあたり、知り得た情報を町の許可なく第三者に漏らしてはいけない。
- (9) 提出書類の内容に虚偽が発覚した場合は、書類の一切を無効とし、参加者を失格とする。
- (10) 書類の作成等、本件プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (11) 選定結果については、通知及び町ホームページ上で公表する。
- (12) 選定に関する理由、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

12 事務局（書類提出先）

〒258-0195

神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

山北町教育委員会 こども教育課 教育支援班

電 話 0465-75-3648

ファクシミリ 0465-75-3661

電子メール kyoiku@town.yamakita.kanagawa.jp

配点基準

(1) 客観的評価

評価基準	評価基準	評価点
同種業務又は類似業務の実績	過去 10 年簡間において地方公共団体から受注し、かつ 1 年以上履行した（履行中である場合も含む。）同種業務又は類似業務の実績。 （放課後児童クラブ運営業務の受注を高く評価し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方を受注している場合（一体化）を最も高く評価する。）	50
合 計		50

※ 類似業務とは、放課後子ども教室、児童館等のいわゆる「子どもの居場所」を提供する事業・施設の運営を指す。

(2) 企画提案書評価

評価基準	評価基準	評価点
経営方針	・放課後児童クラブの運営に対する基本的な考え方 ・引き継ぎ前のクラブの理念等の継承の考え方	10
提案内容の的確性	・安定的なサービスの提供に関する実施方針 ・利用者が安心して利用できる具体的なサービス向上の取組 ・遊び、学習のプログラム ・支援、配慮が必要な子どもへの支援体制 ・支援員等の配置計画	25
支援員等の雇用に対する待遇、労働環境、資質向上	・支援員等の安定的な確保及び選考方法 ・支援員等の指導体制及び研修計画 ・支援員等の給与及び福利厚生 ・支援員等の長期雇用、負担軽減の取組	20
危機管理体制	・事故発生時の対応、予防の体制、苦情処理体制 ・感染症予防対策 ・災害、緊急時対応の即応性、迅速性	15
地域・学校との連携	・地域との連携、交流の取組 ・学校、保護者との連携、交流の取組 ・保護者満足度の把握 ・放課後子ども教室との連携（一体化）	10
合 計		80